

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

| 物品役務等の名称及び数量                       | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                           | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由  | 予定価格 | 契約金額                        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |                               | 備考  | 点検結果(案)<br>(見直す場合はその内容) |  |
|------------------------------------|--|-----------|-------------------------------|------------------------------------|------|-----------------------------|-----|----------|---------|---------------|-------------------------------|---|-------------------------|--|
|                                    |  |           |                               |                                    |      |                             |     |          | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数                       |   | 継続支出の有無                 |  |
| 平成24年度コース別語学研修(集合型研修第二外国語コース(中国語)) | 契約担当職理事長<br>三木 俊克<br>(独)工業所有権情報・研修館<br>東京都千代田区霞が関3-4-3 | 平成24年6月1日 | (財)霞山会 東亜学院<br>東京都港区赤坂2-17-47 | 企画競争(工業所有権情報・研修館会計規程第34条第1項第1号に該当) | —    | 1クラス1回<br>14,700円<br>教材費を除く | —   | —        | 特財      | 国所管           | 3<br>単価契約<br>調達予定総額1,764,000円 | 【支出の必要性】<br>情報・研修館において受講者に直接語学研修を実施するために人的資源を配分するよりも、外部で既に確立されている語学研修を利用した方が効率かつ効果的であることから、本事業の外注の必要性は認められる。<br>【競争性の確保について】<br>本事業を含む語学研修の実施にあたっては、費用対効果を勘案し研修効果の高い提案を採択する企画競争を行っており、調達方式について一定の競争性は確保されているものと認められる。<br>また、平成24年度の調達においては本法人を含む3者から応募があるなど、従来から結果としても複数応募による競争性が確保されている。<br>契約先の選定プロセスについても、外部委員を含む公募選考委員会において企画提案書の審査を行い、「講師の充実」及び「運営体制」に関する評価項目において他者より高い評価を得て最高点を獲得した同法人を契約先として選定していることから、適正に行われているものと認められる。<br>【今後の対応】<br>引き続き、応募期間に余裕をもった期日の設定やより一層の事業周知に努めること等により、今後とも応募者の確保に努め、競争性を担保していくものとする。 |                         |  |
|                                    |  |           |                               |                                    |      |                             |     |          |         |               |                               |   |                         |  |
|                                    |  |           |                               |                                    |      |                             |     |          |         |               |                               |   |                         |  |
|                                    |  |           |                               |                                    |      |                             |     |          |         |               |                               |   |                         |  |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。